北広島市大曲地区小中学校

学校いじめ防止基本方針

ーすべての児童生徒が笑顔で生活を送れるようにー

大曲小学校

大曲東小学校

大曲中学校

北広島市大曲地区小中学校

学校いじめ防止基本方針

（令和７年３月一部改訂）

＝　目　次　＝

１　いじめ防止等に関する基本的な考え方

２　いじめの定義

３　いじめの基本認識

４　未然防止―いじめを許さない学校づくり―

５　早期発見―いじめのサインの把握―

６　早期対応―いじめ対応マニュアル―

７　教職員研修の充実―教師の指導力向上に向けて―

８　ネットマナーについての指導

９　関係機関との連携

１０　重大事態の対応

1　いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期解消に取り組まなければならない。

学校では、法や国の基本方針、北海道や北広島市の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進していく。

2　いじめの定義

いじめは、**「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」**と規定されている。

また、具体的ないじめの態様としては、次のように示されている。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3　いじめの基本認識

いじめ問題への取組は、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

全教職員は「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って速やかに**「学校いじめ対策会議」**に報告し、学校として組織的に対応することを原則とする。認知したいじめについては、解消する（少なくとも３か月を目安）まで日常的に注意深く観察していく。

4　未然防止　―いじめを許さない学校づくり―

いじめの根絶に向けて、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」「自己存在感をもち、互いの違いを認め合い、支え合うことができる環境づくり」に取り組む必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

教育活動

児童生徒の意識啓発指導
- 日常生活での人権意識の指導
- 「考え、議論する道徳」の推進

一人一人を大切にした学級経営
- 認め合う支持的風土
- 自己有用感、自己肯定感の醸成
- 自己の在り方を見つめさせる指導
- 個に応じた学習指導

集団活動・体験活動の推進
- 生き方や社会性、道徳性を培う指導
- ボランティア活動

指導体制

指導計画の作成
- 指導方針、指導体制、指導計画

全教職員の一致した協力体制
- 小さな芽に一つ一つ対応する姿勢

積極的生徒指導
- 個性を認め合い、尊重し合う態度

実践的な校内研修
- 児童生徒理解の手立て
- 事例研究の積み重ね

実態把握・情報収集
- アンケート実施、日常的な観察と連携

教育相談

教育相談の体制づくり
- 教育相談の年間計画への位置づけ
- コーディネーターによる相談活動

専門的力量
- 児童生徒に寄り添う相談活動の実施
- 全教職員が相談の担当者である認識
- 理論研修会等の実施

心がふれあう相談活動
- 時間の確保と信頼関係の醸成
- 関係機関との連携、相談

家庭・地域との連携

家庭との連携
- 懇談や通信を活用した理解・啓発活動の推進

地域との連携
- 健連協組織を活かした見守り
- 民生委員児童委員協議会との連携

関係機関との連携
- 教育相談機関
- 北広島市教育委員会
- 防犯協会、教護協会　等

5　早期発見　―いじめのサインの把握―

　いじめは、早期に発見することが、早期の解消につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、インターネット上を含め、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを十分に認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。
　また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

学校でのいじめのサイン

- 遅刻、早退が増える
- その児童生徒の持ち物がかくされたりする
- 一人の発言に大多数が反対することが多くなる
- その児童生徒が教室に入ると、全員が「ひく」ように雰囲気が変わる
- 普段と違い一人でいることが多い

学校での実態把握の方法

- いじめアンケート調査
- 教育相談
- 日常観察

教師間の情報交換（日常の情報交換）

- 職員朝会での報告・交流
- 定期的な生徒指導連絡会の開催

※ 組織名は学校によって変わる

- 保健室等からの情報・交流

家庭でのいじめのサイン

- 学校へ行きたがらない
- いたずらされ、ものが壊される
- 保護者の学校への出入りを嫌う
- 保護者にかくしごとをする
- 先生や友達を批判する
- 服が汚れる、身体に傷がある
- 外出したがらない

地域からの情報

- 公園で一人の子を何人かで囲んで言い合ったりこづいたりしている
- コンビニでジュースやお菓子をおごらせている
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている
- 道ばたで一人ぽつんとしている

6 早期対応―いじめの対応マニュアル―

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

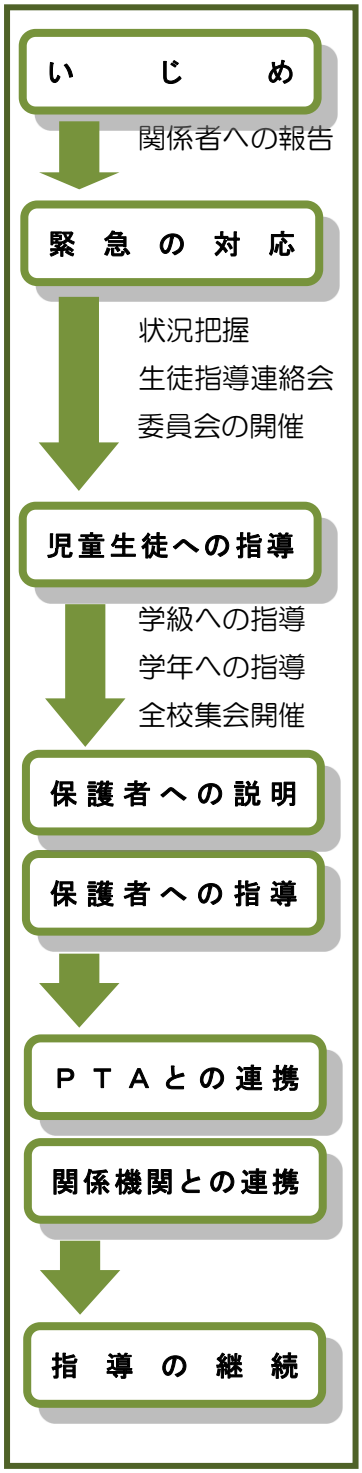

１　いじめ問題を察知する

（１）保護者の訴え、児童生徒本人からの訴えや相談、周囲の児童生徒からの通報、教師による察知など

（２）けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する

２　緊急の対応

（１）事実関係を把握し報告する。
担任　⇒　学年主任・指導部　⇒　学年部会　⇒　生徒指導部　⇒　教頭・主幹教諭　⇒　校長

（２）今後の対応（いじめ防止対策委員会の招集）
①構成委員（各校の実態に応じて）
校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・（必要に応じて）該当担任やカウンセラー等
②事実関係の把握と指導方針について協議・職員への周知
③重大事態に対する見極めと判断を行う。

３　当該児童生徒・全体への指導

（１）問題点を明らかにしながらも、心を育む指導に努める

（２）被害児童生徒、加害児童生徒、観衆、傍観者への適切な指導を行う

（３）必要に応じて、複数の教師が指導にあたるなど、組織的な対応をする

４　保護者への説明及び指導

（１）当該児童生徒（被害児童生徒、加害児童生徒）保護者
①事実及び指導の経過・今後の対応について説明し、理解と協力を得る
②状況に応じて、教頭（校長）・主幹教諭・生徒指導主事・該当学年主任・該当担任が話し合いに参加する

（２）保護者にいじめの実態と学校の指導方針、指導経過について説明し、理解と協力を得る

（３）事実関係の説明・質疑・今後の生活等についての話し合い

５　ＰＴＡ等への説明と協力の依頼

（１）ＰＴＡと連携し、解決に向けて協力を得る

（２）北広島市教育委員会と連携し、解決を図る

６　指導の継続

（１）指導経過の観察と報告をする
担任　⇒　学年部・学年指導部　⇒　生徒指導部　⇒　主幹教諭・教頭・校長

（２）いじめ問題は、解決までに時間を要するととらえ、継続観察・継続指導を行う（少なくとも３ヶ月の注視）

7　教職員研修の充実―教師の指導力向上に向けて―

本校においては、「いじめチェックリスト」等を活用し、日常からいじめの認知に努めるとともに、本資料を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要ととらえている。

また、教職員一人一人に様々な教育相談スキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのＯＪＴが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

いじめチェックリスト

《学級活動の様子から》

- □ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- □ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- □ 班にすると机と机の間に隙間がある
- □ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- □ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

《行動の様子から》

- □ わざとらしくはしゃいでいる
- □ おどおど、にやにや、にたにたしている
- □ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- □ 下を向いて視線を合わせようとしない
- □ 顔色が悪く、元気がない
- □ 早退や一人で下校することが増える
- □ 遅刻・欠席が多くなる
- □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- □ ときどき涙ぐんでいる
- □ 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている

《授業中・休み時間の様子から》

- □ 発言すると友だちから冷やかされる
- □ 一人でいることが多い
- □ 班編成の時に孤立しがちである
- □ 教室へいつも遅れて入ってくる
- □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □ 教職員の近くにいたがる
- □ 教職員がほめると冷やかされる。
- □ 他の生徒の机から机を少し離している

《その他》

- □ 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- □ 給食時、食べ物にいたずらされる
- □ 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- □ 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □ 理由もなく成績が突然下がる
- □ 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- □ 服に靴の跡がついている

8 ネットマナーについての指導

インターネット上のいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努める。

〇日常的、計画的に情報モラル教育を進める。
〇きたひろしまアンビシャス４ルールの啓発に取り組む。
〇保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
〇不適切な書き込み等を発見した場合は、保護者の協力のもと、教育委員会等関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

9 関係機関との連携

いじめの背景には、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合も多く、市の子ども家庭課や福祉課、民生委員児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

北広島市内の相談機関

●北広島市教育委員会　子どもサポートセンター（北広島市中央４丁目２番１）

℡(011)372-3311　内線 4823・4825　　Fax(011)373-5651

●教育相談電話（教育支援センター「みらい塾」：北広島市朝日町５丁目１番地３）

℡(011)372-7733　　10:00～15:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●子ども電話相談

℡(011)376-7875　　10:00～15:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道内の相談機関

●中央児童相談所（札幌市中央区円山西町２丁目１番１号）

℡(011)631-0301　　Fax(011)631-4154

●北海道立教育研究所（子ども専用フリーダイヤル）

℡(0120)3882-86　毎日 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
℡(0120)3882-56　毎日２４時間対応

●石狩教育局教育相談電話

℡(011)221-5297　9:30～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●北海道警察本部（少年相談１１０番）

℡(0120)667-110　8:45～17:30（時間外・土・日・祝日は留守電）

●北海道立特別支援教育センター

℡(011)612-5030　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

10 重大事態の対応

重大事態とは、次の場合をいう。

〇いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時。
〇いじめにより、在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することがある時。
（いじめ防止対策推進法第２８条）

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校が「重大事態と言えない」としても、重大事態が発生したものとして扱う。

①重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告、協議の上、調査主体を決定する。
②第三者の参加を図った調査班を組織するなど、事実の把握に努める。
③児童生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
④いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。
⑤教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。
⑥必要に応じて調査結果を公表し、説明責任を果たす。

１．重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えについて

①平時から全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要等を理解し、学校全体でいじめ防止、早期発見・早期対応に取り組む。
②いじめ防止基本方針や未然防止の具体策等を保護者・関係機関等に事前に説明する。

③校長のリーダーシップのもと組織的な支援及び指導体制を構築し、学校いじめ対策組織の活用、役割分担、連携した対応を整備する

④迅速に市教委と相談を行うことができるよう連携体制を整えておく。

2．重大事態発生時の対応

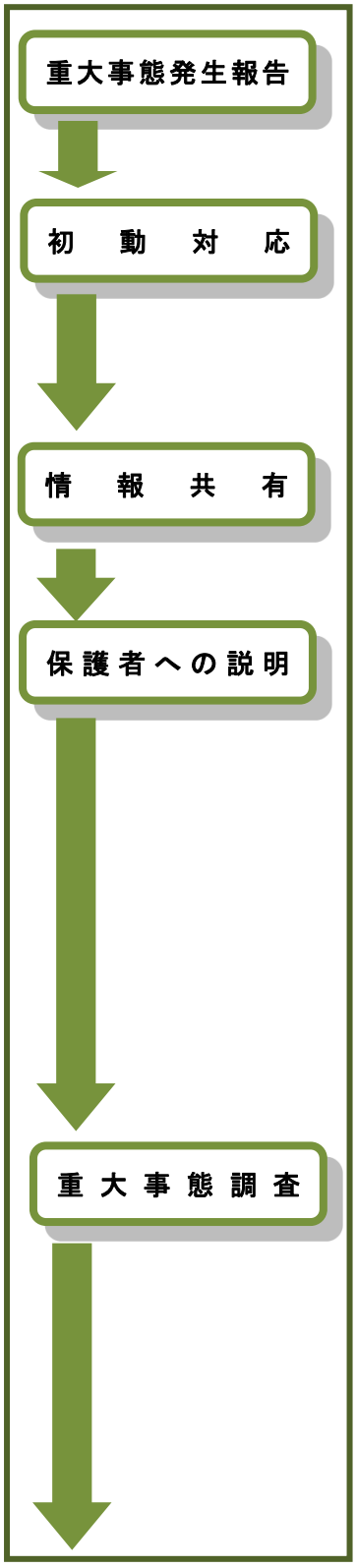

1　重大事態の発生報告

市教委及び学校は、市長・道教委まで重大事態が発生した旨を報告

（1）必要な情報を共有

（2）指導・助言、支援等を得た対応

（3）進捗状況等の報告

2　重大発生時の初動対応

（1）市教委及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応
　学校教職員の理解と協力

（2）資料の収集・保存
　平時から記録の作成・保存を行う。

（3）報道等の対応
　事実関係の確認が取れた正確な情報を発信

3　対象児童生徒・保護者との情報共有

（1）保護者との連絡・調整において、情報共有をとぎらせることなく共有する。

4　対象となる児童生徒の保護者への説明

（1）重大事態に当たると判断した後に速やかに説明・確認する。
①重大事態の根拠
②調査の目的
③調査組織の構成に関する意向の確認
④調査事項の確認
⑤調査方法や調査対象者についての確認
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

（2）調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する。
①調査の根拠・目的
②調査組織の構成
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
④調査事項・調査対象
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
⑥調査結果の提供
⑦調査終了後の対応

5　事態調査の進め方

（1）事前検討
調査の進め方・体制整備と調査期間等について、調査委員会で共通理解を図る。

（2）調査の実施
①学校体制やこれまでの対応記録等の確認
②児童生徒・保護者からの聴き取り
③聴き取りやアンケート調査等の実施
④事実関係の整理
⑤事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
⑥報告書の作成、取りまとめ

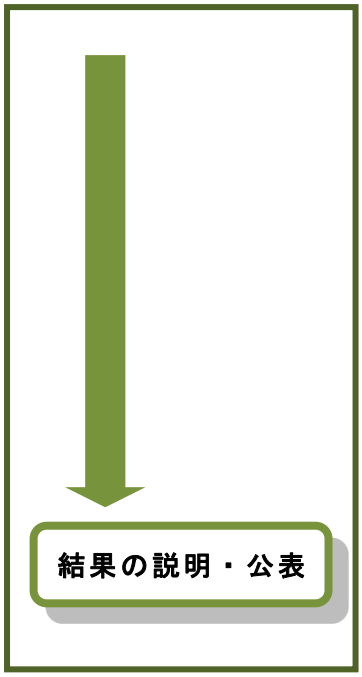

※調査を実施する場合は以下の点に留意する。
①調査対象者への実施前の丁寧な説明
②対象生徒・保護者の意向確認
③生徒・保護者への丁寧な経過報告

（３）調査報告書の作成
報告書では以下の７点を標準的な記載項目とする。
①調査の位置づけ
②調査の目的、調査組織の構成
③事案の概要
④調査内容
⑤事実経過
⑥事実経過から認定しうる事実
⑦学校及び学校設置者の対応
⑧当該事案への対処及び再発防止策の提言

４　対象となる児童生徒の保護者への説明
（１）対象生徒・保護者への調査結果の説明
（２）いじめを行った生徒保護者への調査結果を説明
（３）地方公共団体の長等への報告及び公表

３．チェックリストについて

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など	□

校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		□	
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	□	
	その他（　　）	□	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		□	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		□	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		□	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	□	
	教育相談の記録	□	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	□	

	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	□	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	□	
	その他（　　）	□	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		□	／
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		□	／

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	□	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	□	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	□	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	□	
説明時の録音の有無を確認した。	□	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	□	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命､心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下１号重大事態)。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下２号重大事態)。	□
１号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	□
重大事態として認めた時期について説明した。	□
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	□
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	□
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	□

③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性･中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	□
対象児童生徒･保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	□
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	□
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	□
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	□
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	□
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	□
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	□
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	□
対象児童生徒･保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	□
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	□
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	□
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	□

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	□
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	□
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れなが	□

ら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	□
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	□
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	□
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	□
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	□
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	□
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	□
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	□
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	□
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	□
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	□
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	□
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	□
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	□
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを	□

説明した。	
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	□
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	□

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	□	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	□	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	□	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	□	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	□	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	□	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	□
調査に関する意見を聴き取った。	□
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	□
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を	□

可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	□

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		□	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	□	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	□	
	調査方法やスケジュール	□	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	□	
	調査結果の公表の有無、在り方	□	
	その他（　　）	□	
		□	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		□	

●調査の実施

◆調査全体の流れ

チェックポイント		ﾁｪｯｸ	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		□	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		□	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	□	
	学校いじめ防止基本方針	□	
	年間の指導計画	□	
	学校に設置される各委員会の議事録	□	
	過去のアンケート、面談記録	□	
	その他（　　）	□	
		□	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		□	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		□	
実施した事項	教職員からの聴き取り	□	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	□	
	学校以外の関係機関への聴き取り	□	
	その他（　　）	□	
		□	
		□	
事実関係を整理した。		□	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		□	
報告書の作成、取りまとめをした。		□	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	□
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	□
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	□
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	□
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	□
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	□
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	□
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	□

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	□
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	□
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	□

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	□
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	□
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	□
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報	□

の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	□
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	□

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	ﾁｪｯｸ
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	□
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	□
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	□

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	ﾁｪｯｸ	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	□	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	□	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	□	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	□	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	□	